電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人　日本電機工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-75（2016）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-75（第 3 版(2012)，Amd.1(2015)）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	自動販売機
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-75（H20）、有効期間 3 年間

＜審議中に問題となったこと＞

今回のこの規格の改正審議で問題となった主な事項は，次のとおりである。

a) **保守領域及びサービス領域の定義及び試験における一般条件（3.110，3.111 及び 5.103）**　対応国際規格では，この規格の適用除外の範囲として，“ 幼児が機器で遊ぶ場合 ” を規定しているが，JISC9335-1（第 1 部：通則）の内容を取り入れるべきとの意見が出された。
審議した結果，この規格では，通則が適用除外している範囲（“ 肉体的，知覚的又は知的能力の低下している人 ” 及び “ 経験及び知識の欠如している人 ” が機器を扱う場合。）を取り入れ，また，本規格の製品の実状として小学生程度の子供も機器を使用することが想定されるため、通則で除外している “ 子供 ” を “ 幼児 ” に置き換えて適用した。また、子供のアクセスは，使用者領域に限定されることから，保守領域及びサービス領域には，子供のアクセスを考慮しないことを明確にするため、なおこの範囲には「子供のアクセスを含まない」とした。
また，5.103（試験における一般条件）でテストプローブＢの適用を規定しているときは，　使用者領域においては，感電保護に対して JISC0922 のテストプローブ 18（子供用）も適用するが，保守領域及びサービス領域には，適用しないことをより明確にした。なお，危険な運動部保護に対しては，テストプローブＢと類似のテストプローブにて判定する箇条（通則 20.2 注記 2 参照）については，子供用の類似テストプローブが存在しないため対応国際規格のままとし，テストプローブＢと類似のテストプローブは，テストプローブ 18（子供用）に置き換えないこととした。

b) **高圧水洗浄機を使用する機器の条件（6.2，7.12.1 及び 7.12.101.1）**　屋外用機器における IPX4 は，飛まつに対する保護を定めており，IPX5 及び IPX6 は，噴流水に対する保護を規定している。対応国際規格では、高圧水洗浄機によって清掃する機器又は高圧水洗浄機を使用するおそれがある場所に IPX5 以上と規定しているが、IPX5 以上では高圧洗浄機使用の趣旨の異なる定義が混同するとの意見が出された。審議した結果、一般的な屋外用機器は，IPX4 以上としたが，噴流水に対する保護については，高圧洗浄機使用の趣旨から IPX7 及び IPX8 を含めないため，IPX5 以上ではなく,IPX5 又は IPX6 とした。

c) **入力及び電流の許容値（10.1，10.2）**　電熱機器及び複合機器の定格入力の許容差は，200W を超える場合，-10%～+5%又は 20W となっているが、近年，自動販売機は，電熱装置を組み込む複合機器が、映像コンテンツ表示機能、キャッシュレス決済機能等、多機能化が進み、これまでよりも複数の電気部品で構成されるようになってきている。このため、動作が複雑になることから、

入力の測定が難しいと想定される。安全上、入力を大き目に表示することは問題ないため、定格入力が 200W を超える複合機器に対しては、モータ駆動機器と同様に上限値を+15%とした。

d) 漏えい電流の試験限度値（13.2, 16.2） 通則では，クラス０Ｉ機器に対して，妨害雑音抑止用フィルタがある場合は，それを取り外して限度値 0.5mA 以下の確認試験を実施し，妨害雑音抑止用フィルタを取り付けたクラス０Ｉ機器についても 1mA 以下の確認試験を実施することになっている。しかし，自動販売機の回路構成は複雑なためフィルタだけを取り外すことは、困難なことから、クラス０Ｉ機器については，妨害雑音抑止用フィルタを取り外して限度値 0.5mA 以下の確認試験は実施せず，フィルタを付けた状態で限度値 1mA 以下の確認試験のみを適用することとした。また，対応国際規格では， プロフェッショナルタイプの据置形クラスＩ電熱機器の漏えい電流の上限値は規定していないが，感電のリスクを下げるためこの規格では限度値 10mA を設定した。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
1	― 次のような人（幼児を含む。）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合 ・肉体的，知覚的又は知的能力の低下している人 ・経験及び知識の欠如している人 （修正）	通則では，「子供」は機器使用者の対象外となっているが，本規格対象製品の実状として子供も機器を使用することが想定されるため，対象外範囲は「幼児」とした。
3.110 3.111	なお，この範囲には子供のアクセスを含まない。 （追加）	保守領域およびサービス領域には、子供のアクセスを考慮しないことを明確にした。
5.14 8.2	保守領域内では，高速形で定格感度電流が 15 ㎃ 以下の漏電遮断器を機器に組み込んだ場合，回路電圧 150 Ｖ以下の部分に限り，非接地部分は，充電部からの基礎絶縁として検査する。 注記 100A　非接地部分を充電部から基礎絶縁だけで分離した構造を，この規格では，“クラス 0 構造”という。 （修正）	保守中に触れる部分には，感電に対する保護が必要と解釈し，条件付きでクラス 0 構造（基礎絶縁だけ）を認めることとした。
6.1	クラス 0I，クラス I，クラス II 又はクラス III （下線部追加）	我が国の配電事情を考慮しクラス 0I 機器を追加した。
6.2 7.12.1 7.12.101.1	高圧水洗浄機によって清掃する機器又は高圧水洗浄機を使用するおそれがある場所に据え付けてある機器は，IPX5 又は IPX6 でなければならない。 （下線部追加）	屋外用機器における IPX3 及び IPX4 は飛沫に対する保護を定めており，IPX5 及び IPX6 は噴流水に対する保護と規定していることから定義がことなるため明確化した。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

<table>
<tr><th>項目番号</th><th>概　要</th><th>理　由</th></tr>
<tr><td>7.12.1</td><td>漏電遮断器を取り付けることが可能な構造の機器の据付説明（書）には，固定配線に漏電遮断器が設定されていない場合，機器に漏電遮断器を取り付けて使用する必要がある旨，記載しなければならない。　（追加）</td><td>22.114A に我が国特有の配電事情による規定を追加したため、技術基準の解釈と同様の記載要求を追加した。</td></tr>
<tr><td>10.1 表 1</td><td>10.1　置換［“表 1（入力の許容値）”を，次に置き換える。］
表 1－入力の許容値
<table>
<tr><th>機器の種類</th><th>定格入力
W</th><th>許容値</th></tr>
<tr><td>全ての機器</td><td>25 以下</td><td>＋20％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電熱機器</td><td>25 を超え　200 以下</td><td>±10％</td></tr>
<tr><td>200 を超える</td><td>＋5％又は 20 W
（いずれか大きい方）
－10％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複合機器</td><td>25 を超え　200 以下</td><td>±10％</td></tr>
<tr><td>200 を超える</td><td>＋15％
－10％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">モータ駆動機器</td><td>25 を超え　300 以下</td><td>＋20％</td></tr>
<tr><td>300 を超える</td><td>＋15％又は 60 W
（いずれか大きい方）</td></tr>
</table>
（修正）</td><td>複合機は、複数の電気部品で構成されており、バラツキの幅が大きくなることが想定され、定格入力 200W を超える機器については、機器の入力許容値を上限値は＋15％，下限値は－10 ％とした。</td></tr>
</table>

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

<table>
<tr><th>項目番号</th><th>概　要</th><th>理　由</th></tr>
<tr><td>10.2 表2</td><td>10.2　置換［“表2（電流の許容値）”を，次に置き換える。］
表2－電流の許容値
<table>
<tr><th>機器の種類</th><th>定格電流
A</th><th>許容値</th></tr>
<tr><td>全ての機器</td><td>0.2 以下</td><td>＋20％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電熱機器</td><td>0.2 を超え　1.0 以下</td><td>±10％</td></tr>
<tr><td>1.0 を超える</td><td>＋5％又は
0.10 A
（いずれか大きい方）
－10％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">複合機器</td><td>0.2 を超え　1.0 以下</td><td>±10％</td></tr>
<tr><td>1.0 を超える</td><td>＋15％
－10％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">モータ駆動機器</td><td>0.2 を超え　1.5 以下</td><td>＋20％</td></tr>
<tr><td>1.5 を超える</td><td>＋15％又は
0.30 A
（いずれか大きい方）</td></tr>
</table>
（修正）</td><td>複合機は、複数の電気部品で構成されており、バラツキの幅が大きくなることが想定され、1 A を超える機器については、機器の電流許容値を上限値は、＋15％，下限値は－10 ％とした。</td></tr>
<tr><td>13.2
16.2</td><td>－　クラス0Ｉ機器　1.0mA　（修正）</td><td>自動販売機の回路は複雑であり，フィルタを取り外すことが困難な場合が多く，フィルタを取り付けた状態のみで測定することを明確化した。電流値は通則を引用した。</td></tr>
<tr><td>13.2
16.2</td><td>対応国際規格では，プロフェッショナルタイプの据置形クラス I 電熱機器の漏えい電流の上限値は規定していないため，この規格では限度値を設定した。（修正）</td><td>感電に対する危険のリスクを下げる為、上限値を設定した。</td></tr>
<tr><td>15.2.110</td><td>包装済物品を搬出する機器は，包装が収納又は搬送する領域において，包装からの漏れによって危険が生じてはならない。ただし，高速形で定格感度電流が 15 mA 以下の漏電遮断器を機器に組み込んでいる場合は除く。
適否は，包装からの漏れを模擬して次の試験によって判定する。
（下線部追加）</td><td>包装からの漏れによる感電保護として、高速形で定格感度電流が 15 mA 以下の漏電遮断器を機器に組み込んでいることも有効であるとした。</td></tr>
</table>

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
22.114A	屋外用のクラス0I機器又はクラスI機器は，高速形で定格感度電流が15mA以下の漏電遮断器が内蔵している構造，又は漏電遮断器を取りつけられる構造でなければならない。 適否は，目視検査によって判定する。 （追加）	接地極をもたないコンセントの我が国の配電事情を考慮し，屋外用の機器にあっては，機器の地絡故障時の保護として技術基準の解釈と同様な規定が必要である。

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。

a) **適用範囲（1.注記 2）**　本規格対象製品の実状として小学生程度の子供も機器を使用することが想定されるため、対象外範囲は“幼児”とした。

b) **保守領域及びサービス領域の定義（3.110，　3.111）**　保守領域及びサービス領域には，子供のアクセスを考慮しないことを明確にした。

c) **入力の許容値（10.1）**　200Wを超える複合機器の入力許容値を，上限値は，+15%，下限値は，-10%とした。

d) **電流の許容値（10.2）**　電流許容値1Aを超える複合機器の電流許容値を上限値は，+15%，下限値は，-10%とした。

e) **漏えい電流の試験限度値（13.2，　16.2）**　クラスＯＩ機器に対しては，妨害雑音抑止用フィルタを取り付けた状態で 1mA の限度値を適用することとした。プロフェッショナルタイプの据置形クラスＩ電熱機器の漏えい電流の上限値は10mAを設定した。

f) **包装からの漏れに関する試験（15.2.110）**　高速形で定格感度電流が15mA以下の漏電遮断器を組み込んでいることを確認することでも判定可能とした。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	4　一般要求事項 一般要求事項は、ＪＩＳ Ｃ 9335-1 の箇条4(一般要求事項)による。 機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があって も，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように 安全に機能する構造でなければならない。	
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、 動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22	22　構造 構造に関する規定全般。	
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 22.114A	19　異常運転 機器は，異常運転又は不注意運転によって，火災の危険，及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼ す機械的損傷を，できるだけ未然に防止できる構造で なければならない。 22.114A　屋外用のクラス 0I 機器又はクラスＩ機器	

					は，高速形で定格感度電流が 15 ㎃ 以下の漏電遮断器が内蔵している構造，又は漏電遮断器を取りつけられる構造でなければならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7　表示及び取扱説明	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	19.11 19.12 22.16 24.1.4 24.1.8 25.14 箇条28	19.11 電子回路の故障 19.12 ヒューズの特性 22.16 自動巻取り機構の耐久性 24.1.4 自動制御装置の耐久性 24.1.8 温度ヒューズの規定 25.14 電源コードの折り曲げ耐久 28 ねじ及び接続	

第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条1

				箇条30	ならない。 30.1 耐熱性	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条8 13.3 16.3 22.5 箇条23 箇条27	8　充電部への近接に対する保護 13.3 運転中の耐電圧 16.3 耐湿後の耐電圧 22.5 コンデンサの残留電荷による感電危険の防止 23 内部配線 27 接地接続の手段	
第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	13.2 16.2	13.2 動作温度での漏えい電流 16.2 耐湿後の漏えい電流	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条14 箇条15 箇条26 箇条29	11 温度上昇 14 過渡過電圧 15 耐湿性等 26 外部導体用端子 29 空間距離，沿面距離及び固体絶縁	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 箇条17 箇条19 30.2	11 温度上昇 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19 異常運転 30.2 耐火性	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条11 22.114	11　温度上昇 22.114 エスプレッソコーヒーメーカーは，危険な圧力が容器にかかっている間は，簡単な操作でコーヒーフィルターが取り外しできない構造でなければならない。	
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転	■該当	箇条20	20　安定性及び機械的危険	

条第1項	よる危害の防止	倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□非該当	20.2 22.14	20.2 使用者領域において，運動エネルギーが 4 J を超える可動部分を覆うカバーは，工具を用いてだけ取り外すことが出来る場合を除き，可動部品が停止しているときにだけ取り外すことが出来るようにインタロックしていなければならない。 22.14 機器には機器の機能上必要でない限り，通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 22.11	21 機械的強度 22.11 充電部，湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は確実な取付け及び通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	19.13 22.22 22.23 22.41 箇条 31 箇条 32	19.13 異常試験の判定 試験中に，炎，溶融金属，危険な量の有毒性又は可燃性ガスが機器から漏れず，かつ，温度上昇は表 9 に規定する値を超えてはならない。 22.22 アスベスト使用の禁止 22.23 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止 22.41 ランプを除き，水銀を含む部品の禁止 31 耐腐食性 32 放射線，毒性その他これに類する危険性	

第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32	32　放射線，毒性その他これに類する危険性	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	19.7 22.49～22.51 30.2.3	19.7 モータ拘束試験 人がついていない機器は，定常状態まで試験を実施 する。 22.49～22.51 遠隔操作に対する規定 30.2.3 人の注意が行き届かない機器の耐火性試験	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	20.2	使用者領域において，運動エネルギーが4Jを超える可動部分を覆うカバーは，工具を用いてだけ取り外すことが出来る場合を除き，可動部品が停止しているときにだけ取り外すことが出来るようにインタロックしていなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	20.2 22.10	20.2 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に，それが危険を引き起こす引き金となってはならない。 22.10 非自己復帰形制御装置の復帰ボタンは偶発的な復帰が危険を招く場合，それが起こりにくい位置に 取り付けるか又は保護する。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4	4 一般要求事項 機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があって	原則として機器の停止状態を安全状態としてい

					も，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように 安全に機能する構造でなければならない。	るが，一般原則に基づき不意の停止が危険となる場合は，個別で規定される。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 箇条 17 19.12 箇条 25	10 入力及び電流 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19.12 ヒューズの特性 25 電源接続及び外部可とうコード	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	19.11.4	19.11.4　イミュニティ試験	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない	家電機器に対する雑音の強さは，J55014 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.14	7　表示 7.14　表示の消えにくさ	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない。	長期使用製品安全表示制度につ

	度による表示）	一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥 機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				いては，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	―	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一	□該当 ■非該当	―	同上	同上

	度による表示）	体 となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	―	同上	同上